

土砂災害対策の強化に向けた検討会（第3回） 議事要旨

1. 日 時：平成26年7月3日（木） 13:30～15:30
2. 場 所：中央合同庁舎第3号館 10階 共用会議室A
3. 出席者：池谷委員長、石川委員、伊藤委員、宇賀委員、牛山委員、
小山内委員、執印委員、鈴木委員、藤田委員、日沖委員（順不同）

[主な意見]

■提言（案）について

○火山地域等の土砂災害対策強化

- ・土石流の尾根乗り越えリスクの把握は、過去に経験した異常な豪雨による土石流等を目安としつつも、さらに大きな土石流についても想定をすることも含め、今後、具体的な手法を検討していく必要がある。
- ・火山地域の土砂災害リスクの調査を行う際は、個々の火山における噴火だけでなく、土砂災害の履歴やその堆積物についても調査をすべき。

○気候変動をふまえた国土監視・維持管理等の強化

- ・豪雨災害による人的被害、家屋被害等は長期的には減少傾向にある。これは、今までハード施設の整備を進めてきた効果と考えられることから、ハード対策の有効性を踏まえ、気候変動への対応を議論すべき。
- ・土砂災害にもっとも影響を及ぼす地震は、山間部における内陸直下型地震である。内陸直下型地震により、河道閉塞等の大規模な土砂災害が発生する可能性があることから、これらのリスクに対する備えが必要である。
- ・大規模土砂移動現象の発生後は下流域への土砂流出の状況やその影響等も含め、流域全体の継続的なモニタリングが必要である。

○警戒避難体制の強化

- ・土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、危険な区域への住宅等の新規立地抑制等を進めるべき。
- ・避難勧告等の情報を出す側である市町村、それらの情報を受け取る側の住民代表双方に土砂災害に関する知識をもった人材を育成することは重要。
- ・長期避難への備えについては、緊急時だけでなく、平時から住民と意思の疎通を図っておくべき。
- ・タイムラインの検討の際は、急な大雨など避難までのリードタイムが短い場合の対応や想定規模を越える土砂移動現象などの最悪の事態を想定することは重要。

- ・内閣府が改訂した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」においても避難勧告等を発令する対象の区域として土砂災害警戒区域を参考とすべき旨の記載があることから土砂災害警戒区域の指定、あるいは基礎調査の公表だけでも促進すべき。
- ・豪雨の際には、土砂災害の発生より前に道路法面の崩落や内水被害などの災害が発生し、行政職員が土砂災害に対応できない状況になる可能性が高いことも考慮してタイムラインの検討をすべき。

○市町村等の自治体支援の強化

- ・火山噴火だけでなく河道閉塞等の大規模土砂災害による過酷な状況での対応に資する技術開発を推進する必要がある。

以 上